

重心分科会について

1 設立趣旨

久留米市では、営利法人において平成 21 年に国のモデル事業として障害児のお泊り事業を実施。更に療育センター等施設や在宅サービス事業所との相互協力の連携会議を実施。平成 23 年からは、久留米市介護福祉サービス事業者協議会（以下、事業者協議会）に久留米市医療的ケア短期入所支援体制整備事業を委託し、医療的ケアが必要な重症心身障害児のレスパイト事業を行った。そこで上がってきた課題を整理するために、平成 24 年に、重症心身障害児・者の地域生活モデル事業を実施するなど、積極的に地域での課題に対応すべく、関係機関との連携強化や社会資源の開発に努めてきた経過がある。

平成 29 年 7 月、地域生活支援協議会の再編に伴い、重心分科会を設立するにあたり、これまで事業者協議会が行ってきた連携会議参加者にも協力をいただき、地域生活支援協議会に参画していただくこととなった。

分科会では、個別ケースを通して、重症心身障害児・者（以下「重心児者」）や医療的ケア等が必要な障害児・者（以下「医ケア児者」）のニーズ把握や災害時の対応を検討し、その中から地域課題を抽出し、連携会議の構成員や課題に関わる関係者と課題を共有し、課題解決につながる仕組みづくりを目的とする。

2 分科会構成

非掲載

3 これまでの取り組み＜令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月まで＞

（1）目標

久留米市第 4 期障害者計画には「防災対策の推進」が掲げられており、災害時の備えに関する取り組みとして、重心児者の個別ケースの検証を積み重ねていく中で課題を整理し、災害時要援護者支援体制の充実を図る。重心児・医ケア児の卒業後の進路や就労についての実態や支援の状況を把握し、分科会としての取り組みを検討していく。

また、事業者協議会が主催する連携会議に出席し、地域の現状を把握し、その中から見えてきた課題を抽出するとともに解決に向けた取り組みを行うことも目標とする。

（2）取り組み

※令和 7 年度は 7 回の分科会と 7 回の事務局会議を開催した。

① 重心児・医ケア児、難病の方の卒業後の進路や生活について課題整理。

難病の現役高校生の大学進学に関する意見交換を予定していたが体調不良で未実施。担当の相談支援専門員より決定した進路の情報提供を受けた。

②災害時支援の取り組み。

相談支援専門員から持ち込まれた避難を希望する家族と共に避難訓練を実施。

令和 7 年度から久留米市総合福祉会館に災害発生時に電源確保が必要な方に対して避難所が設置された。当事者家族と関係する市役所職員と避難訓練を実施し、避難所運営の検証を行った。

③重心サポートブックを改定し、関係機関との情報交換会を開催。

令和 4 年に作成した重心サポートブックを改定し、重心児者・医ケア児者に関わっている相談支援専門員、福祉サービス提供事業所、訪問看護事業所と地域の社会資源や課題について意見交換を行った。

④事業者協議会との連携強化。

ア) 連携会議開催時に、分科会の活動報告を行った。特に災害支援においては参加者と避難場所や在宅要支援者の支援の在り方について意見交換をすることができた。

(令和 7 年 7 月 10 日、令和 7 年 11 月 13 日、令和 8 年 3 月 5 日)

イ) 事業者協議会主催の研修会に協力。

- ・令和 7 年度久留米市重症心身障害児者地域生活支援事業
「当たり前の暮らしの実現を目指して 2026」

(令和 8 年 3 月 22 日)

(3) 成果

①相談支援専門員が大学進学支援を行っているケースと一緒に検討していったことで、どのタイミングで福祉サービスの申請を行政機関へ行うか等のプロセス、大学とのやり取りや問い合わせ内容等の情報整理ができた。流れや課題を整理することができていたことで希望する進学先が変更となったが、受験や転居先での福祉サービス利用の申請などスムーズに受けることができた。

②避難所登録している当事者 2 家族と開設予定の避難訓練を行政の担当者と実施できたことで、家族と共に必要な環境や備品を確認できた。また、開設時の配慮点や改善点などを検証することができた。

③重心サポートブックを改定し、福祉サービスや社会資源の情報提供及び改正点などの情報共有を行うことができた。相談支援事業所だけでなく、他の福祉サービス提供事業所や訪問看護事業所などの医療機関も含めて意見交換を行ったことで関係機関同士の顔の見える関係作りを行うことができた。

④事業者協議会の主催する重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議や研修会に協力することで、地域課題の把握や関係機関との連携強化を図ることができた。また、医ケア児者等を支援する家族や関係機関等への情報共有の機会を提供することができた。

- ⑤福岡県医療的ケア児支援センターが実施する県南地域研修会の運営協力を行い、会議では各地域の支援者と課題の共有や社会資源等の意見交換を行うことができた。

4 課題

- ・地域における重心児者及び家族の課題の抽出
- ・教育、医療、地域、福祉等の連携の在り方について
- ・地域の社会資源の創出について
- ・医ケア児者等の問題について
- ・災害支援について
- ・相談支援体制の構築について
- ・進路や進学における選択肢について

5 事業計画＜令和 8 年 4 月以降の取組み＞

（１）目標

令和 8 年度は、重心分科会として、主に 4 つの取り組みを進めていく。

1 つ目は、災害対策に関する取り組みである。重心児者や医ケア児者が、災害時にも必要な支援を受けられるよう、関係機関や地域と連携し、災害時要援護者支援体制の充実に向けた取り組みを行う。また、久留米市総合福祉会館における要配慮者避難所の設置に伴い、当事者や家族、支援者に必要な情報が届くよう広報活動を実施する。

2 つ目は、重心児者や医ケア児者の進学や福祉的就労に関する取り組みである。本人の希望や自己決定の機会が広がるように、進学後の生活や日中活動、あるいは卒業後の福祉的就労等における受け入れの可能性について検討する。あわせて、関係機関と連携しながら、本人や家族が将来の選択肢を考えるために必要な課題を整理していく。

3 つ目は、社会資源の整理と情報発信・共有である。重心児者や医ケア児者の外出、活動につながる地域資源について情報を整理し、当事者や家族、支援者に向けて発信していく。

最後に、事業者協議会が主催する連携会議や、市内の医療的ケア児等コーディネーターが主催する研修会等に協力し、地域課題を把握・共有しながら、必要な課題を抽出するとともに解決に向けた取り組みにつなげていく。

（２）取組み

①災害時支援の取り組み

久留米市総合福祉会館の要配慮者に対する避難所の備品等情報提供を行うための見学会を計画する。

②重心児・医ケア児、難病の方の卒業後の進路や生活について課題整理を行う。

ア）個別事例を通して、就労選択支援の利用や福祉的就労を行うにあたっての課題の抽出や解決方法について協議を行う。

- ③外出の機会を増やすための「お出かけマップ」（仮称）を作成する
ア）相談支援専門員を通して重心児者・医ケア児者の外出に関する聞き取りアンケートを実施する（くるめ相談ネットを活用）。

イ）利用しやすい多目的トイレや外出しやすい施設の情報収集を行い発信する。

- ④重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議への参加。

ア）連携会議へ出席し、分科会の取り組みについて報告を行う。

イ）参加する関係機関と情報共有を行い、分科会で取り組むべき課題を抽出し、今後の活動内容を検討する。

ウ）事業者協議会の研修会への協力。

（３）期待される成果

- ①災害時の備えに関して、個別事例を積み重ね、様々な課題の抽出を行い、その解決に向けた取り組みを個別に検討実施することで、支援体制の構築を行い、当事者や家族が安心して避難できる避難場所の選択肢（電源確保も含む）を増やすことができる。

- ②重心児者、医ケア児者が希望している福祉サービスが障害の重さや医療的ケアがあること等を理由に利用できないのではなく、合理的な配慮や工夫等により利用が可能となるように取り組むことで、当事者の卒業後の進路の選択肢や可能性を広げていくことができる。

- ③外出に関するアンケートを実施することで、重心児者、医ケア児者の外出に関する実態を把握することができる。把握した内容を整理・分析し、情報発信を行うことで、当事者や家族が安心して外出できる場所を知るきっかけとなる。また、地域におけるインフォーマルな社会資源の創出を目指す。

- ④事業者協議会や久留米市の医療的ケア児コーディネーターと連携を図ることで、地域における重心児者・医ケア児者及び家族が抱える課題を把握・共有することが出来る。あわせて、関係機関との連携体制を強化し、課題解決に向けた共同の仕組みづくりにつなげることが出来る。

《地域生活支援事業》

◎内容

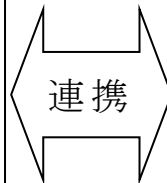
- ・地域生活支援コーディネート
(退院支援)
- ・利用円滑化コーディネート

(医療的ケア短期入所事業)

- ・研修会、講演会の実施
- ・相談会の実施
- ・連携会議

◎メンバー

- ・医療機関
- ・訪問看護事業所
- ・療育機関
- ・教育機関
- ・相談支援事業所
- ・介護福祉サービス事業者協議会
- ・市障害者福祉課
- ・基幹相談支援センター



《重心分科会》

◎内容

- ・地域課題の把握
- ・災害時の対応
- ・卒業後の進路や生活等

◎メンバー

- ・分科会会長、副会長
- ・課題に関わる関係者
(課題に応じて関係者を募る)
- ・市障害者福祉課
- ・基幹相談支援センター
- ・相談支援事業所